

令和 7 年 4 月

確認申請書等に添える書類について追加しました

令和 7 年 4 月の建築基準法・建築物省エネ法の改正に合わせ、東広島市では確認申請書や完了検査申請書などに添える書類について追加しました。

東広島市建築基準法施行細則に基づき追加した書類は次のとおりです。

＜確認申請書に添える書類＞（令和 7 年 4 月 1 日以後に確認済証の交付を受けるもの）

対象となる建築物	提出する書類
構造計算を行わない木造建築物 （木造一戸建て住宅等）※ ¹	・柱の小径、必要壁量の算定の根拠となる書類 ➤ 設計支援ツール(早見表・表計算ツール)を用いた場合の計算結果など

＜完了検査申請書等に添える書類＞（令和 7 年 4 月 1 日以後に工事に着手するもの）

対象となる建築物	提出する書類	提出時期 ※ ⁴
省エネ基準への適合を確認する建築物	計算方法に応じた工事監理状況報告書 ・省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法）※ ² ・省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法） ・省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法）※ ² ・省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版）） ・省エネ基準工事監理状況報告書（（誘導）仕様基準） ・省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法）	完了
木造の建築物 （地階を除く階数 3 以上又は延べ面積 300 ㎡超）	・木造工事監理状況報告書（軸組工法） ・木造工事監理状況報告書（枠組壁工法）	中間及び完了
構造計算を行わない木造建築物 （木造一戸建て住宅等）※ ¹	・継手又は仕口の緊結方法等を確認できる書類 ※ ³ ➤ 金物の仕様表及び標準図 ・確認申請時から、使用する金物の仕様の変更があった場合に必要です。 ※ ⁴	中間

※¹ 建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号に規定する特定木造建築物

（高さ 16m 以下の建築物のうち、階数 2 かつ 300 ㎡以下及び平屋かつ 200 ㎡超 300 ㎡以下の木造建築物）

※² 今回追加するものではありません（従前様式）。

※³ 該当する変更が生じた場合。東広島市では、軽微な変更をしようとするときには設計変更届の提出を求めているため、これらの書類を届出書に添付してください。

○提出が必要な例：確認申請書では、接合金物に Z マーク金物を使用することとしていたが、現場では同等認定品に変更する場合

○添付する書類：当該同等認定品の仕様分かる図面やカタログ等

※⁴ 完了：完了検査申請時、中間：中間検査申請時（中間検査の対象となる建築物に限る）

＜お問合せ＞

東広島市 都市交通部 建築指導課

連絡先：082-420-0956